

6月と8月の年金天引き額を調整(平準化)します

現在、後期高齢者医療保険料の特別徴収は、4月・6月・8月の「仮徴収」、10月・12月・翌年2月の「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収	4月	当該年度の市民税課税にかかる所得状況が確定するまで、仮に算定された保険料を納めていただきます。(原則として前年度2月の保険料額と同額が各年金支給月に天引きされます)
	6月	
	8月	
本徴収	10月	確定した所得状況により算定された年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	翌年2月	

しかし、世帯構成や収入の変動等の理由により、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。そこで、仮徴収のうち、**6月と8月の保険料額を調整することにより、1年を通じてなるべく均等な天引き額となるようにしました。**

計算方法

- ・ (前年度の年間保険料額) ÷ 6 (100円未満切り捨て) . . . ①
- ・ {① × 3回 - (4月の特別徴収額)} ÷ 2回 (100円未満切り捨て) . . . ②
- ・ ②の額を6月と8月のそれぞれの特別徴収額とする。

補足

- ・ 今回は仮徴収額の変更です。本徴収額は7月に決定します。
- ・ 計算前後の保険料の差が1,000円未満の場合は、平準化を行いません。
- ・ 納付書や口座振替で納付されている人は対象外となります。

【 裏面に計算例を記載しています 】

【 計 算 例 】

平準化なし

令和4年度(39,700円)					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
600	600	600	12,700	12,600	12,600

令和5年度(39,700円)						令和6年度(39,700円)					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,600	12,600	12,600	700	600	600	600	600	600	12,700	12,600	12,600

原則として、仮徴収は前年度の2月と同額となるため、このように仮徴収と本徴収で金額が偏った状況が繰り返されてしまいます。

平準化あり

令和5年度(39,700円)						令和6年度(39,700円)					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,600	3,600	3,600	6,700	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,700	6,600	6,600

【計算内容】

- 前年度保険料額 (39,700円) ÷ 6回 = 6,600円……………①
- {6,600円×3回 - (4月特別徴収額12,600円)} ÷ 2回 = 3,600円……………②

※3,600円が6月、8月の特別徴収額となります。

6月と8月を調整することにより、以降の天引き額が一年を通じてほぼ均等になります。

【注意】

- 令和5年度と令和6年度の保険料額(年額)については、まだ決まっていないので計算例では前年同額と仮定しています。
- 毎年所得の変動が大きい場合などは均等にならない場合があります。